「(仮称) 明石市ケアラー支援条例」(素案) に関する意見募集結果

「(仮称) 明石市ケアラー支援条例」(素案) に関する意見を募集しました。その結果について、以下のとおりお知らせします。

1　募集期間

令和8年 9 月 25 日(金)から令和8年 10 月 25 日(日)まで

2　募集結果

募集期間中、19 名の方から計 75 件のご意見をいただきました。

3　意見概要と市の考え方

ご提出いただいた意見の概要とこれに対する市の考え方は以下のとおりです。

なお、提出いただいたご意見は、趣旨を損なわないように要約しています。また、個別の具体的な提案、要望につきましては、各施策を実行する中で参考にさせていただきます。

No	意見の概要	市の考え方
1	［前文にかならず記載すべき文章］ 明石市自治基本条例に則り、条例前文に下記の内容を追加してほしい。 「本市は、明石市自治基本条例に定める自治の基本原則である「対話による情報の共有」、「市政への市民参画」及び「協働のまちづくり」に基づいてケアラーに対する支援を推進していきます。」 なお、文教厚生常任委員会において指摘がありましたように、市行政は、ヒヤリング（聴き取り）と対話（情報や意見の交換と共有）を混同しています。市行政は、両者が本質的に異なるという点を理解すべきです。	前文において、明石市の「やさしいまちづくり」の考え方のもと、多様なケアラーを支えていく旨を記載しています。その前段として「やさしいまちづくり」の考え方について、「パートナーシップ」によるまちづくりや、「対話と共創」についても触れており、その中で自治基本条例の考え方は包含しているものと認識しています。 引き続き、市の基本方針である「対話と共創」により、ケアラー支援を進めてまいります。
2	［前文は短くできないか］ 前文は、素案の条例が廃止されるまでの間、改正されることは、ほとんどありません。しかし、前文に記載されている内容は、すぐに時代遅れになってしまいます。 素案の本質は理念条例です。決して実務条例ではありません。したがって、素案の各条項には、理念を書き表すことになります。問題	前文については、条例を制定する目的や背景、本市におけるまちづくりの基本方針などを記載しています。各条項については、ケアラー支援に関する基本理念に基づいた記載内容となっています。 条例制定後の広報媒体におきましても、市民にわかりやすい周知に努めてまいります。

	は、素案において、前文に記述する理念と各条項に記述する理念との重複が生じていることです。そして、他の地方公共団体のケアラー支援に関する条例には、前文がないケースが数多くあります。素案の前文をできるだけ簡潔にすべきです。そして、素案の前文のほとんどの部分は、解説冊子等に記載すればよいのではないでしょうか。	
3	［ケアラーが増加した原因は少子高齢化及び社会経済情勢の変化という記述でよいのか］ 条例素案第1条（目的）において、ケアラーが増加した原因が少子高齢化の進展及び社会経済情勢の変化となっているが、核家族化や貧困家庭の増加、公的サービスの不足、地域で助け合う意識の希薄化、ケアラー本人が周囲に対して求援しないことなどもケアラー増加の原因として、あるのではないか。	第1条では、「社会生活又は学校生活を円滑に営む上での困難を有するケアラー」の増加原因として、少子高齢化の進展及び社会経済情勢の変化をあげています。 ケアラー全般の増加原因としては、ご意見のとおりかと思いますので、ケアラーに関しての周知・啓発を行い、地域社会全体で支え合い、潜在的なケアラーも含め、ケアラー本人が声をあげることができる気運づくりに努めてまいります。
4	［第2条（定義）の中に、「ケアラー所属環境」の用語を加えます。］ 第2条（定義）の中に、「ケアラー所属環境（ケアラーが所属する家族、学校園、職場、サークル及び地域等の様々な組織及び団体等）」を加えないか。 ケアラーの支援には、ケアラー所属環境の支援が欠かせないが、素案に記載しているのは公的機関によるケアラー支援についてのみである。	第2章（各主体の責務等）において、ケアラーを取り巻く支援主体として、市の責務及び、市民等、事業者、関係機関、学校等の役割を記載しています。 ケアラーを取り巻く各主体は、本条例の基本理念にのっとり、ケアラーに対して配慮を行うとともに、地域社会全体で支えることの必要性について理解を深め、市が実施するケアラー支援施策に協力するよう努めるとしています。
5	［「関係機関」の用語を「ケアラー支援機関」の用語に改めます。］ 第2条（定義）第6号「関係機関」では、関係機関が提供するサービスの業務が、高齢者、障害者又は児童に対するものに限定されており、若者を含む高齢者以外の成人に対してのサービスが除外されている。「関係機関」の用語を「ケアラー支援機関」に改め、ケアラー支援に関わる全ての分野の機関としないか。	第2条（定義）第7号では、関係機関を、福祉等のサービスを提供する業務を行い、その業務を通じてケアラーに関わる可能性がある機関と定義しています。 サービスを提供する対象については、上記の趣旨が明瞭に伝わるよう、条例最終案を策定する際の参考とさせていただきます。

6	［ケアラーに役割はないのか。］ 条例素案第2章（各主体の責務等）の中に、ケアラーの役割に関する規定がない。ケアラーにも、困った時に誰かに求援するという役割がある。 またケアラーも、支援施策の推進に欠かせない対話、参画及び協働に関わる主体者であるという視点が不足している。	第3条（基本理念）において、ケアラー支援は、当該ケアラーの意思を十分に尊重して行わなければならないとしており、条例内において、ケアラーに対して「支援を求める」という役割を課すことは、基本理念と合致しないと考えます。またケアラー自身も支援施策の推進に欠かせない主体者であるという視点は、ケアラーも市民等に含まれることから、基本理念にのっとり地域社会の一員としてケアラー支援に関わっていただくという位置づけになっています。
7	［市の責務の中に加えるべき事項］ 第4条（市の責務）の中に、下記の内容を追加してほしい。 ①ケアラーや関係機関等との対話、情報共有及び支援の協働 ②ケアラー支援施策等の策定等の過程における、ケアラーや関係機関等が参画する機会の提供 ③ケアラーや関係機関等の実態及び課題の継続的な調査 ④関係機関等の整備及び拡充のための施策の推進	①②については、第3条（基本理念）第2項において、ケアラー支援は地域社会における全ての構成員が各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら地域社会全体で一体的に取り組まなければならないとしています。 ③については、実情に応じた支援ニーズを把握することは大切であると考えますので、第4条第1項に基づき基本的な施策を策定する中で、継続して支援ニーズの把握に努めます。 ④については、第9条（基本的施策）の第1項第5号の中で、ケアラー支援を行うための人材の確保、育成及び定着について記載しています。
8	［市の責務の中に、児童等に求援の大切さを学ぶ機会の提供を加えるべきです。］ 第4条（市の責務）及び第8条（学校等の役割）の中に、児童等に求援の大切さを学ぶ機会の提供を加えるべき。	第4条第2項において、市はケアラーが必要な支援を求めることができるよう、広報、啓発その他の必要な措置を講ずるとしています。 また第8条第2項では、学校等は児童等がヤングケアラー及び若者ケアラーへの理解を深めるために必要な周知啓発を行い、意識の醸成を図るよう努めるものとしています。
9	［ケアラー所属環境及び当該環境の構成員の役割］ ケアラー所属環境には、ケアラーが求援しやすいしくみ（窓口等）を環境内に設けるとい	支援を必要とするケアラーを、市民等や事業者、関係機関など地域社会全体で早期に発見し、支援につなげることは非常に大切であると考えます。

	う役割があります。支援機関がケアラーの厳しい実態を把握するのは、事態が進行した時点であるケースが多くある。ケアラー所属環境の構成員には、所属する環境の中におけるケアラーの存在及びケアラーの困難に「気づく」という非常な重要な役割があります。そして、その構成員には、ケアラーに声かけをして、当該ケアラーの情報を所属環境や支援機関に「伝達」するという重要な役割がある。	第５条（市民等の役割）でも、市民等は、基本理念にのっとり、ケアラーに負担が集中し、又はケアラーが孤立することのないよう十分に配慮するとともに、ケアラーを地域社会全体で支えることの必要性について理解を深め、市が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努めるものとするとしています。ケアラーの早期発見に関する記載について、条例最終案を策定する際の参考とさせていただきます。
10	［ケアラー支援機関の役割及び当該支援機関の構成員の役割］ ケアラー支援機関としては、行政、教育委員会、社会福祉協議会、自治会・町内会、民間事業所、NPO 及びボランティア組織等の諸団体が該当します。加えて、警察、司法及び労働などの公的機関も含まれます。支援機関には、ケアラー相談窓口を設けること、ケアラーを把握して支援する仕組みを整備し運営すること、ケアラーを支援する人材を充実させることなどの役割があります。またケアラー所属環境との間において、丁寧な対話を行い、施策や計画の策定過程にケアラー及びケアラー所属環境が参画できる機会を提供し、施策や計画の推進をケアラー及びケアラー所属環境と協働する役割があります。	第４条（市の責務）第３項において、ケアラー支援を推進するため、市の関係する部局が横断的に連携し、市民等との情報の共有及び連携体制の構築に努めるものとしています。また、第 10 条（ケアラー支援に関する計画）において、市は、福祉等に係る施策に関する市の計画のうち、市長が必要と認めるものにおいて、基本的施策を総合的かつ計画的に実施し、及びその取組の効果を一層高めるために必要な施策を定めるものとするとしており、ケアラー支援施策については、引き続き障害当事者団体をはじめとした社会福祉事業に従事する方や学識経験者により構成された社会福祉審議会や、各個別計画を審議する専門分科会等において協議、検討を行ってまいります。
11	［ケアラー、ケアラー所属環境及びケアラー支援機関の三者の対話と協働］ ケアラーを支援するためには、ケアラー、ケアラー所属環境及びケアラー支援機関の三者の対話と協働が欠かせません。この対話と協働は、三者の対等な関係におけるパートナーシップ（PPP）として位置付けられるべきです。	第４条（市の責務）第３項において、ケアラー支援を推進するため、市の関係する部局が横断的に連携し、市民等との情報の共有及び連携体制の構築に努めるものとしています。引き続き、ＳＤＧｓの基本理念に則り、各主体とのパートナーシップにより、持続可能な支援体制の構築を図ってまいります。
12	［地域社会、地域全体及び地域社会全体という用語が多用されている意味］ 第３条（基本理念）、第４条（市の責務）、第５条（市民等の役割）の中で、地域社会、地	各条項における表現については、第３条第２項にある、ケアラー支援は地域社会における全ての構成員が各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら地域社会全体で一体

	域全体及び地域社会全体という用語が多用されているが、行政が負うべきケアラー支援の責務を、自治会・町内会等の地域社会に対して転嫁しているような印象を与えている。	的に取り組まなければならないという基本理念を反映したものになります。
13	［地域の実情を踏まえた行政によるプロデュースとコーディネートの重要性の増加］ 地域において、実効のあるケアラー支援を実施していくためには、ケアラー、ケアラー所属環境及びケアラー支援機関の三者間の情報の伝達と共有並びに支援の協働が非常に重要になってきます。その場合、これらの三者間における情報の伝達と共有並びに支援の協働をプロデュースし、コーディネートする行政の役割は増していきます。またケアラー所属環境のひとつである日常生活圏において、きめ細かなケアラー支援を実施していくためには、ケアラー所属環境のひとつである自治会・町内会及び民生児童委員並びにケアラー支援機関のひとつである行政及び教育委員会の役割のあるべき関係を素案に規定すべきではないでしょうか。	条例第 2 章に規定している各主体の責務や役割については、条例制定後の広報媒体におきましても、市民にわかりやすい周知に努めてまいります。
14	［市の責務と市長の施策の使い分け］ 素案第４条（市の責務）では、主語が「市」になっています。一方、素案第９条（ケアラー支援に関する基本的施策）では、主語が「市長」になっています。このように主語を使い分けている理由が不明です。 素案第４条（市の責務）においては、明石市自治基本条例の用語の定義のように、「市」の中に市議会を含めて解釈すべきです。一方、素案第９条（ケアラー支援に関する基本的施策）においては、市長の義務しか規定していません。教育委員会には、ケアラーに関する基本的施策を講じる義務が課せられていません。この規定は不合理です。このケアラー支援条例は、教育委員会と関りが深いヤングケアラーに対する支援が母体です。したがって、少なくとも、第９条の主語は、「市	理念に近い部分の主語は「市」、具体的施策を講じるのは「市長」という整理をしていましたが、第４条と第９条の主語のあり方については、ご指摘のとおりと考えます。条例最終案を策定する際の参考とさせていただきます。 ヤングケアラーへの支援については、学校等の関りも重要であると考えます。教育委員会も含めて市全体で支援していくことがわかるよう、条例最終案を策定する際に検討させていただきます。

	長」ではなく、「市長及び教育委員会」にすることが適切です。	
15	［基本的施策の項目及び内容］ 素案第４条（市の責務）では、主語が「市」になっています。一方、素案第９条（ケアラー支援に関する基本的施策）では、主語が「市長」になっていおり、基本的施策を講じるのは「市」なのか、「市長」なのか、分かりにくくなっています。 また、第４条と第９条は統合できるのではないか。 第４条には、多様なケアラーを取りまく環境の向上に関する市の責務やケアラーを支援する機関の充実及び協働に関する市の責務を規定すべきではないか。	理念に近い部分の主語は「市」、具体的施策を講じるのは「市長」という整理をしていましたが、第４条と第９条の主語のあり方については、ご指摘のとおりと考えます。条例最終案を策定する際の参考とさせていただきます。 また第４条と第９条に関しては、第４条で市の責務としてケアラーの支援に関する基本的施策を策定及び実施するとしており、第９条でその基本的施策を規定するという位置づけになっています。 第４条に規定すべきとのご意見をいただいている、多様なケアラーを取りまく環境の向上については、第４条第２項において、同趣旨を目的とした市民等への広報・啓発について規定しており、ケアラーを支援する機関の充実及び協働については、第９条第５号において、ケアラーを支援する人材の確保・育成及び定着について基本的施策として規定しています。
16	［ケアラー支援のための目標と方策の策定］ ケアラー支援の取り組みを実効あるものにするためには、目標と方策の策定が不可欠です。 そのため、第９条（ケアラー支援に関する基本的施策）に以下の内容を規定してはどうか。 ・市は３年ごとにケアラー支援のための目標と方策を策定する。 ・目標と方策を策定するにあたっては、市、ケアラー、ケアラーを取り巻く主体、ケアラーを支援する機関の四者による参画と協働を実施する。 ・市は目標と方策を公表する。 ・市は毎年度目標と方策に基づくケアラー支援実施計画を策定し公表する。	ご意見の通り、実情に応じた支援を行うためには、支援内容の検討や目標設定は必要であると考えます。 第 10 条（ケアラー支援に関する計画）において、条例では、ケアをしている相手に関係なく全てのケアラーの支援につながる基本的な施策を規定し、市長が必要と認める福祉等に係る施策に関する個別計画で、分野ごとに支援施策を検討し、都度目標設定や見直しを図るとともに、市民への周知も行ってまいります。

17	［ケアラー支援協議会の設置に関する条の新設］ 条例各項に記載する各取り組みを実効あるものにするため、条例の中にケアラー支援協議会の設置及び運営に関する条を新設してはどうか。	第４条（市の責務）第３項において、ケアラー支援を推進するため、市の関係する部局が横断的に連携し、市民等との情報の共有及び連携体制の構築に努めるものとしています。 ケアラー支援に関しては、引き続き障害当事者団体をはじめとした社会福祉事業に従事する方や学識経験者により構成された社会福祉審議会や、各個別計画を審議する専門分科会等において検討を行ってまいります。
18	［素案第 12 条の規定の矛盾］ 第 12 条（財政上の措置）において、予算の範囲内において、ケアラー支援に必要な財政上の措置を講じるものとするとなっているが、「財政上の措置」の中には予算を計上（確保）することも含めたものと解釈すべきと考える。予算の範囲内において予算を執行することは当然のことなので、「予算の範囲内において、」の字句は削除すべきと考えます。	当該規定は、市の事務を予算に基づいて執行するという趣旨を確認的に定めたもので、市の他の条例でも多く見られる記述内容です。 支援の必要性を予算額によって判断するものではございませんので、ご理解いただけたらと思います。
19	上記の意見を踏まえて、ケアラー支援条例を下記のとおりとすることを提案します。 前文 様々な世代や立場で、家族や身近な人に対し、介護、看護、日常生活上の世話等を行っているケアラーは、ケアを受ける人を支える上で、重要な役割を果たしています。しかしながら、ケアラーは、過大な精神的、身体的、経済的負担により、日常生活に支障が生じ、さらには、社会から孤立するなど、ケアラー自身の活動や生き方に深刻な影響を及ぼすおそれも考えられます。 　近年では仕事をしながらケアを担うワーキングケアラー、ケアと子育てを同時に行うダブルケアラー、高齢の配偶者や親などに対する老老介護や障害のある子に対する老障介護を担う高齢者ケアラー、自らが障害を抱えながらも家族のケアを担っている障害者（児）ケアラーなど、多様なケアラーが増えています。	いただきました各条文についての市の考え方は、項目 1～18 のとおりです。いただきましたご意見は、条例最終案を策定する際に検討させていただきます。

	明石市においては、SDGs の基本理念である「誰一人取り残さない」「持続可能な」「パートナーシップ」によるまちづくりを推進しています。 同様に、全てのケアラーとケアを受ける人が、誰一人取り残されず、共に安心できる生活を送り、自分らしい人生を歩んでいくことができるよう、ケアを家族等だけの問題にとどまらない全ての人の問題として認識し、ケアラーを市民、事業者及び地域並びに行政、教育機関、その他のケアラー生活環境、ケアラー支援機関及び関係機関全体で支えていく必要があります。 ケアラー支援に関する施策及び取り組みにおいては、明石市自治基本条例に定める市政への市民参画、協働のまちづくり及び情報の共有の三つの基本理念に基づいて推進していきます。 第１章 総則 （目的） 第１条 この条例は、核家族化、ケアサービスの費用を負担できない家庭の増加、ケアを必要とする　人に対する公サービスの不足及び地域で助け合う意識の希薄化に因って、支援を必要とするケアラーが増加している状況を踏まえ、これらのケアラーが置かれている生活璞境の中で、これらのケアラーが、円滑な暮らしを営むことができるようにするための支援（以下「ケアラー支援」という。）の理念、ケアラーの役割、市の責務及び市民等の役割並びにケアラー支援のための施策及び取り組みの基本となる事項を定めることを目的とする。 （定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。	

	（1）ケアラー　高齢、身体障害、精神障害、知的障害、疾病又は使用する言語等により援助を必要とする家族、親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助（以下「ケア」という。）を提供する者をいう。 （2）ヤングケアラー　ケアラーのうち、18歳未満の者をいう。 （3）若者ケアラー　ケアラーのうち、18歳からおおむね40歳未満の者をいう。 （4）市　明石市自治基本条例第2条第4号に定めるところによる。 （5）市民等　市内に居住する者、市内で働き、若しくは学ぶ者又は事業者をいう。 （6）事業者　市内において、事業活動を行う者又は団体をいう。 （7）学校等　学校その他の教育に関する業務を行う者をいう。 （8）ケアラー生活環境　ケアラーの生活が属している周囲の様々な環境側面をいう。 （9）ケアラー支援機関　ケアラーの生活等を支援する機関をいう。 （１０）関係機関　前2号の他、ケアラー、ケアラー生活環境及びケアラー支援機関に関係を持つ機関をいう。 （１１）求援　ケアラーが、ケアラー生活環境、ケアラー支援機関及びその他の関係機関に支援を求める行為をいう。 （基本理念） 第３条 ケアラー支援は、そのケアラーの意思を十分に尊重して、そのケアラーが有する困難の内容及び程度に適切に応じて実施しなければならない。 ２ ケアラー支援に関する施策は、ケアラー、ケアラー生活環境及びケアラー支援機関の間における対話（情報の共有）及びケアラーの市政への参画によって策定されなければならない。	

	3 ケアラー支援は、ケアラー、ケアラー生活環境及びケアラー支援機関並びに関係機関の協働によって推進されなければならない。 第２章 各主体の役割及び責務 （ケアラーの役割） 第４条 ケアラーは、ケアに困難を感じた時には、ためらうことなく、ケアラー生活環境及びケアラー支援機関に対して求援するよう努めなければならない。 （市の責務） 第５条 市は、第３条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づいて、ケアラー支援に関する基本的な施策を策定するものとする。 ２ 市は、前項の施策の実施に当たっては、ケアラー、ケアラー生活環境及びケアラー支援機関の協働による支援が実現するように努めなければならない。 ３ 市は、ケアラーが、ためらわずに、求援することができる環境及び仕組みづくりを推進しなければならない。 ４ 市は、支援が必要なケアラーを早期に把握することに努めなければならない。 （市民等の役割） 第５条 市民等は、自らの身近な地域で暮らすケアラーの存在を知った時は、そのケアラーが抱えている困難の状況に気づくよう努めるものとする。 ２ 市民等は、前項の困難な状況に気づいた時は、ケアラー生活環境及びケアラー支援機関にその情報を伝達するよう努めるものとする。 ３ 市民等は、ケアラーを地域社会で支えることの必要性について理解を深め、市が実施するケアラー支援に関する基本的施策に協力するよう努めるものとする。 （事業者等の役割）	

	第６条 事業者は、雇用する従業員がケアラーである可能性があることを理解して、ケアラーに対する支援方策について就業規則等に記載するよう努めるものとする。 ２ 事業者は、従業員に対して、前項の支援方策を周知するよう努めるものとする。 ３ 事業者又は従業員は、困難を抱えるケアラーの存在を知った時は、当該ケアラーに対して、勤務日及び出退勤時間等の配慮及びその他の支援に努めるものとする。 ４ 事業者は、従業員が、事業者に対して、求援しやすい環境づくりに努めるものとする。 （その他のケアラー生活環境の役割） 第７条 前２条のケアラー生活環境以外のケアラー生活環境は、当該環境に属しているケアラーが抱える困難に気づくよう努めるものとする。 ２ ケアラー生活環境は、前項の困難に気づいた場合は、その情報をケアラー支援機関に伝達するよう努めるものとする。 （学校等の役割） 第８条 学校等は、基本理念にのっとり、児童、生徒及び学生（以下「児童等」という。）がヤングケアラー又は若者ケアラーであると認められるときは、当該児童等の意向を尊重しつつ、当該児童等に係る教育機会の確保状況の確認、支援の必要性の早期の把握その他必要な支援を行うよう努めるものとする。 ２ 学校等は、市又は関係機関と連携して、児童等がヤングケアラー及び若者ケアラーへの理解を深めるために必要な周知及び啓発を行い意識の醸成を図るよう努めるものとする。 ３ 学校等は、児童等に対して、求援は、ケアラーが自分で自身を守るために欠かせない手段であることを教えるよう努めるものとする。	

	第３章 ケアラー支援のための基本的な方針と施策 （ケアラー支援のための基本的な方針） 第９条 市がケアラー支援を推進するための基本的な方針は、次の各号のとおりとする。 （１）ケアラー支援の必要性をケアラー及び市民等に理解してもらうための機会を提供するものとする。 （２）求援の必要性をケアラー及び市民等に理解してもらうための機会を提供するものとする。 （３）ケアラーを支援するためのケアラー、ケアラー生活環境及びケアラー支援機関が協働する仕組みを運営するものとする。 （４）３年度毎に、ケアラー支援のための目標を策定して、その目標の実現のための方策を公表するものとする。 （５）毎年度、前号の方策を実施するための実施計画を策定して公表するものとする。 （６）前２号の策定に当たっては、ケアラー及びケアを受ける者を含む市民等が参画する機会を提供するものとする。 （ケアラー支援のための基本的な施策） 第 10 条 市長は、次の各号に掲げる施策を講じるものとする。 （１）ケアラーが利用しやすい相談支援体制の整備及びその周知 （２）ケアの方法等をケアラーが理解及び習得するために必要な支援 （３）ケアラーの負担軽減のための休息の確保その他の必要な支援 （４）ケアラーが互いに支え合うための交流の場の提供及びその交流の促進 （５）ケアラーに対する就学又は就業の支援 （６）ケアラー支援機関に必要な知識及び能力を有する人材の確保及び育成 （７）前各号に掲げるもののほか、ケアラー支援を推進するために必要な施策	

	第４章 ケアラー支援のための推進体制 （ケアラー支援推進会議） 第 11 条 市は、前条の施策を総合かつ計画的に実施し、その実施の効果を一層高めるために、ケアラー支援推進会議を設置する。 ２ケアラー支援推進会議に関する事項は、別に要綱で定める。 （地域の組織等に対する支援） 第 12 条 市は、明石市内の地域においてケアラー支援に取り組む組織等に対する支援を行う。 ２市民等は、明石市内の地域において地域の組織等が行うケアラー支援の取り組みに対する理解と協力に務めるものとする。 （財政上の措置） 第 13 条 市長は、ケアラー支援に必要な財政上の措置を講ずるものとする。 附 則 １　この条例は、令和９年○月○日から施行する。	
20	当法人は、明石市内の介護・福祉・医療・看護の多職種連携を進める NPO 法人です。本意見は、日々ケアラーのすぐ隣で仕事をしている専門職の立場から、条例が施行日から現場で機能するため、賛同の意とあわせて提出するものです。 素案を高く評価する点として、 ①定義（第２条第１号）に「使用する言語」を含めたこと ②目的規定（第１条）が「困難」に焦点を当てたこと ③関係機関の役割（第７条）が具体的であること 以下は、意見・提案となります。 ［ケアラーに接する専門職への研修を、定期の施策として位置づけていただきたい。（関連：第７条、第９条第５号)］	条例制定についてのご賛同の意をいただき、誠にありがとうございます。 ケアラー支援に関わる人材の確保・育成及び定着については、ケアラー支援施策を進める上で重要であると考えています。いただきましたご意見は、今後ケアラー支援施策を検討する際の参考とさせていただきます。

	当会のアンケートでは、専門職の 63.2%が条例制定の動きを「知らなかった」一方、資料を読んだうえでの趣旨への理解は 97.4%に達しました。届いていないだけで、伝われば通じる-これが現場の現在地です。ヤングケアラーについては、市職員・民生児童委員等への研修が継続的に実施され、ケアマネジャーへの研修も実施と再実施の意向が示されてきたことを、会議録から承知しています。本条例により対象があらゆる世代のケアラーへ広がることを踏まえ、こうした研修を、第 7 条の役割を担う関係機関の従事者（ケアマネジャー、相談支援専門員をはじめとする専門職）への定期的な施策として、第9条第5号の運用の重点に位置づけていただくことを提案します。	
21	［基本的施策の取組状況を、年に一度、簡潔に公表していただきたい。（関連：第９条、第１０条)］ アンケートでは、回答者の約3分の1が現時点で状況の改善を見込んでおらず、その理由は条例の内容への異論ではなく、「制定後に誰が何をするのかの見通しが持てない」という不安でした。この不安に応えるもっとも簡明な方法は、取組の見える化だと考えます。ヤングケアラー支援の取組は決算の主要施策の成果報告書等で毎年度確認できますが、条例施行後は、第 10 条により個別計画の中に位置づけられるケアラー支援全体の取組状況を、市民と関係機関に分かる形で年1回程度まとめて公表いただくことを要望します。公表は、第5条で市民等に求める理解と協力を引き出す、最良の材料にもなるはずです。	ケアラー支援に関する取組状況の報告及び公表などにつきましては、市民にわかりやすくお伝えできるよう検討してまいります。
22	［ケアラーに気づいたとき「どこへつなぐか」を、専門職に分かる形で示していただきたい。（関連：第7条、第9条1号)］ 社会福祉審議会においても、周りの方が気づ	相談支援体制の整備については、これまでも多くのご意見をいただいているところです。市民にわかりやすい相談窓口については、しっかりと整備してまいりたいと考えていま

	いたときに必要な支援を届けられる体制の整備が課題として示されています。その具体化として-第 7 条は関係機関に「市又は適切な他の関係機関への案内、取次」を求めており、この条文が機能するかどうかは、現場の専門職が、目の前のケアラーをどの窓口へつなげばよいかを即座に判断できるかにかかっています。相談支援体制の整備（第 9 条第 1 号）にあたっては、窓口の一覧やつなぎ方の目安を、市民向けとは別に関係機関の従事者向けに整理・周知していただくことを提案します。 条例は、公布された日に完成するのではなく、現場で使われはじめた日から育っていくものと考えます。本条例の制定に賛同し、施行を心待ちにしています。	す。今後も引き続き、相談支援体制のさらなる充実に努めてまいります。
23	［成人後も、夕方まで余暇を楽しめる場の充実］ 学校卒業後も、障害のある本人が安心して過ごし、家族も働き続けられるよう、夕方まで利用できる場所を増やしてほしいです。 生活介護の利用後、午後４時頃に帰宅する場合、家族が仕事を続けることが難しくなり、勤務時間の短縮や転職、退職を考えざるを得ないことが懸念されます。 夕方まで延長して利用できる生活介護事業所や、生活介護の後に趣味や交流などを楽しめる「大人の放課後等デイサービスのような場」の充実を希望します。 本人にとって楽しい時間となり、同時にケアラーの就労や社会参加を支えられる仕組みを検討していただきたいです。	第 9 条において、ケアラーの休息の確保その他の負担を軽減するために必要な支援及び、ケアラーの就学又は就業のために必要な支援を基本的施策と位置付けています。 いただきましたご意見は、今後のケアラー支援施策を検討する際の参考とさせていただきます。
24	［気軽に参加でき、相談にもつながるケアラー同士の交流の場］ 仕事や日々のケアに追われ、支援情報を調べたり、既存の団体や勉強会に参加したりすることが難しい人もいます。団体への所属を条	第 9 条において、ケアラーが互いに支え合うための交流の場の提供その他交流の促進に関することを基本的施策と位置付けています。 いただきましたご意見は、今後のケアラー支

	件とせず、ケアラー同士が気軽につながることができ、困りごとを専門職の方に相談できる場を、定期的に設けてほしいです。 実現するようであればお子さんの年齢ごとにグループ分けをして共通の悩みについて話せるとより有意義だと思います。	援施策を検討する際の参考とさせていただきます。
25	［親亡き後も、慣れ親しんだ環境で安心して暮らせる場の充実］ 将来、親が亡くなった後も、障害のある本人が温かい支援を受けながら、自分らしく人生を全うできる場が、明石市内でさらに増えることを希望します。 例えば、日中に通っている生活介護事業所と同じ事業所や、連携する入所施設などで、本人の希望や状況に応じて、住まいの支援も受けられる仕組みがあると安心です。 親が支えられなくなる前から少しずつ利用に慣れ、親しんだ人や支援者とのつながりを保ちながら、将来の暮らしへ移行できる選択肢を増やしていただきたいです。	第 9 条においてケアラー支援を行うために必要な知識及び能力を有する人材の確保、育成及び定着に関することを基本的施策と位置付けています。 いただきましたご意見は、今後のケアラー支援施策を検討する際の参考とさせていただきます。
26	4 条（市の責務）の中で、ケアラー支援が必要な方からのニーズを入手するには待ちのスタンスでは中々声を上げられる人が少ないと思います。先ずは、他市も実施しているように定期的な実態調査をして、どのようなニーズがあるかを把握する必要があると思います。具体的には、「本市は、支援を必要としているケアラーについて早期かつ適切に実態を把握するように努めるものとする」と追記をお願いします。	9 月の常任委員会でも、市の責務として「早期発見につながる環境整備」についても記載する方が良いとのご意見をいただいています。ケアラーの早期発見に関する記載について、条例最終案を策定する際の参考とさせていただきます。 また実態把握の必要性や方法については、今後のケアラー支援施策の中で検討してまいります。
27	第１１条（地域社会によるケアラー支援の推進）の次の条として、当事者の参加する協議会の設置について明記すべき。 具体的には、第 11 条の次に新しい条を追加して、第 12 条（施策についての協議の場）として、「本市は、ケアラー支援において、計画及び施策が適切且つ効果的なものとなるよう、ケアラー及びその関係者に積極的に	第４条（市の責務）第３項において、ケアラー支援を推進するため、市の関係する部局が横断的に連携し、市民等との情報の共有及び連携体制の構築に努めるものとしています。 また、第 10 条（ケアラー支援に関する計画）において、市は、福祉等に係る施策に関する市の計画のうち、市長が必要と認めるものにおいて、基本的施策を総合的かつ計画的に実

	意見を聴き、施策の実施状況を共有するための協議の場を設けるものとする。その場の組織及び運営に関し必要な事項は市長が定める。」と追記してください。	施し、及びその取組の効果を一層高めるために必要な施策を定めるものとするとしており、ケアラー支援施策については、引き続き障害当事者団体をはじめとした社会福祉事業に従事する方や学識経験者により構成された社会福祉審議会や、各個別計画を審議する専門分科会等において協議、検討を行ってまいります。
28	条例の内容を確認しましたが、市民への啓発や協力と記載されている分量が多く、具体性がないように感じます。 ケアラーが負担としていることは実際は福祉サービスの充実や予算額を増やすことによってかなり軽減されるものです。『疲弊している』と声を上げても繋げる制度や強制力、実行性がなければこの条例は絵に描いた餅のようなものだと感じます。 学校への付き添いの現状改善や在宅レスパイト、短期入所の利用できない状況などに功をなすものであってほしいと思います。 理想を掲げるのは憲法であって、それに基づき施行されるのが条例ではないですか。	市の責務として、ケアラー支援に関する市民等の理解を深めるための広報、啓発を行っていくことを規定しているほか、第９条（基本的施策）において、ケアラー支援に関する具体的な施策を規定しています。 各ケアラーの実情に応じた支援につながるよう、いただきましたご意見は、今後のケアラー支援施策を検討する際の参考とさせていただきます。
29	ケアラーを支援する条例ができることは大変ありがたく、今後の生きやすさのために大変重要だと思います。 ケアラー条例が制定された後は、支援が埋もれることなく、ケアラーの対象である人が自ら支援を求めるだけでなく、できる限り市からも積極的に支援を提案していただきたいです。 特にお願いしたいことは２点です。 １．ケアラーとなる根本的な理由「医療的ケア児」の受け入れ先の充実と、安心してお願いできる環境と職員の確保 いざという時に安心して子どもを預けられる場所や体制を明石市でしっかりと整えていただきたいです。 ２．医療的ケア児の母(ダブルケアラー)の就	条例制定についてのご賛同の意をいただき、誠にありがとうございます。 これまでヒアリング等でも、「ケアラー当事者の方々には時間が限られている。待った無しの具体的支援が早急に必要である。」、「今困っている方々が希望が持てるように、是非条例制定に向けて迅速に取り組んでいただきたい。」などのご意見をいただいていますので、市としましては、早期の条例制定に向けて取り組んでいるところです。 第９条（基本的施策）において、ケアラーの休息の確保その他負担を軽減するために必要な支援のほか、ケアラー支援を行うために必要な知識及び能力を有する人材の確保、育成及び定着に関することや、ケアラーの就学又は就業のために必要な支援に関すること

	業支援 突然の子どもの体調不良や入院などによる突然のお休みにも対応していただける、ケアラーにも働きやすい仕事を探しています。そんなケアラーにも子育て、家事、仕事を安心してできる支援(お仕事の紹介など)をしていただけたらと思います。	などをケアラー支援の基本的施策として位置付けています。 いただきましたご意見は、今後のケアラー支援施策を検討する際の参考とさせていただきます。
30	［本人とケアラー双方の尊厳と意思の尊重 第1条・第3条］ 頸髄損傷者の自立生活と社会参加を保障するとともに、家族やケアラーの介護負担を軽減し、双方の意思を尊重した支援を求めます。 条文への追加案:ケアラーとケアを受ける本人の尊厳と意思を尊重し、本人の望まない施設入所や生活の制限を生じさせず、双方が地域で安心して暮らせる支援を行うことを明記して下さい。	本条例は、ケアラーを支援することを目的としているため、第３条（基本理念）において、ケアラーの意思の尊重について記載しています。 障害者本人の尊厳や人格の尊重については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の目的や基本理念の中で記載があります。
31	［家族介護を前提にしない必要な支援の確保 第4条・第9条］ 家族との同居や介護実績を理由に、公的支援が制限されることのないよう求めます。重度訪問介護等については、夜間の見守り、医療的ケア、社会参加、家族の休息や就労など、生活実態に応じた支援を確保し、必要な当事者には24時間の介護体制の条例を位置づけて下さい。 また、制度の柔軟な運用や市独自の支援策を検討し、家族に介護負担が集中せず、専門的な支援を受けながら安心して地域生活を続けられる条例としてください。	第9条（基本的施策）において、ケアラーの休息の確保その他の負担を軽減するために必要な支援及び、ケアラーの就学又は就業のために必要な支援を基本的施策と位置付けています。 いただきましたご意見は、今後のケアラー支援施策を検討する際の参考とさせていただきます。
32	［夜間・緊急時にも途切れない支援体制の整備　第9条］ 家族の急病やヘルパーの欠勤時にも、頸髄損傷者が安心して生活を続けられるよう、24時間対応の相談窓口と代替介助者の確保、医療機関との連携、一時受入れ体制を整備してください。	

	また、平時から緊急時の支援計画を作成し、災害時の電源・避難先・介助者の確保など、切れ目のない支援体制の構築を求めます。	
33	［安心して利用できる休息支援　第9条第2号］ 家族が安心して休息できるよう、在宅での代替介助や短期入所など、本人の状態や希望に応じた支援体制を整備してください。 特に、人工呼吸器使用者や医療的ケアが必要な重度障害者も安心して利用できるよう、対応可能な人材と受入れ先を確保し、費用や利用時間などの負担軽減を求めます。	
34	［声を上げにくい人への継続的な実態把握　第4条・第7条］ 介護の負担が大きく、相談する余裕のない本人や家族の困難を見逃さないよう、生活実態や支援の必要性を定期的に把握してください。 また、本人や家族の意思とプライバシーを尊重し、訪問や聞き取りを通じて、必要な支援につなげる体制の整備を求めます。 条文への追加案：市は、ケアラーとケアを受ける人の生活実態を定期的に把握し、自ら支援を求めることが困難な人にも、関係機関と連携して適切な支援を行うものとする。と明記して下さい。	第4条（市の責務）において、ケアラーが自ら支援を求めることができるよう、広報、啓発その他必要な措置を講ずるものとしています。声を上げにくい人が声を上げられるよう、ケアラー支援に関する周知・啓発及び相談体制の充実に努めてまいります。
35	［当事者と家族が参加する協議の場　第10条・第11条］ 条例制定後も、頸髄損傷者などの障害当事者、家族・ケアラー、医療・福祉関係者、行政が継続的に意見交換できる場を設けてください。 ケアラーだけでなく、介護を受ける本人の意見も施策に反映し、オンライン参加や意思伝達支援など、誰もが意見を届けられる仕組みを条例に明記してください。	第4条（市の責務）第3項において、ケアラー支援を推進するため、市の関係する部局が横断的に連携し、市民等との情報の共有及び連携体制の構築に努めるものとしています。 また、第10条（ケアラー支援に関する計画）において、市は、福祉等に係る施策に関する市の計画のうち、市長が必要と認めるものにおいて、基本的施策を総合的かつ計画的に実施し、及びその取組の効果を一層高めるために必要な施策を定めるものとするとしており、ケアラー支援施策については、引き続き障害当事者団体をはじめとした社会福祉事

		業に従事する方や学識経験者により構成された社会福祉審議会や、各個別計画を審議する分科会等において協議、検討を行ってまいります。
36	［計画と予算による実効性の確保　第 10 条・第 12 条］ 条例を実効性のあるものとするため、具体的な実施計画を策定し、必要な予算と人員を確保してください。また、支援の利用状況や本人・家族の生活改善への効果を検証し、結果を毎年公表してください。 第 12 条の「予算の範囲内において」が支援を制限する理由とならないよう、頸髄損傷者とその家族の実態や意見を踏まえ、必要な支援を確実に実施できる財政措置を求めます。	第 10 条（ケアラー支援に関する計画）において、市は、福祉等に係る施策に関する市の計画のうち、市長が必要と認めるものにおいて、基本的施策を総合的かつ計画的に実施し、及びその取組の効果を一層高めるために必要な施策を定めるものとするとしています。必要な予算と人員の確保及び支援の利用状況等の公表については、今後のケアラー支援施策の中で検討してまいります。 また、第 12 条の「予算の範囲内において」の記載は、市の事務を予算に基づいて執行するという趣旨を確認的に定めたもので、市の他の条例でも多く見られる記述内容です。支援の必要性を予算額によって判断するものではございませんので、ご理解いただけたらと思います。
37	市内で障害福祉サービス事業所を運営しています。その中で、大きな問題を感じることは、当事者の方およびそのケアを担ってこられたご家族の方の高齢化です。ケアラーの体調が悪化した場合、そのケアラーや障害当事者のケアはだれが担うのか？が問題になります。「本来ケアを受けるはずの方がケアラーとならざるを得ない」状態に陥ってしまいます。 遠慮や理解不足により、日ごろから福祉サービスを利用しない、そもそも、「サービスを利用する」という発想が出てこない世帯もあり、心配しています。 ケアを受けている方、ケアを担っておられる方、それぞれが気軽に頼ることのできる制度を作ること、「困っている時には必要な公的支援を利用する」という当然の権利を、困っている方々が引け目なく行使しやすくなる	条例制定についてのご賛同の意をいただき、誠にありがとうございます。 これまでのヒアリング等でも、高齢の方が、障害をお持ちの家族の介護やお世話をしているケースが多くあることは伺っており、「本来ケアを受けるはずの方がケアラーとならざるを得ない」状態が起こり得ることについてもご意見を頂戴しています。 第 4 条（市の責務）において、ケアラーが自ら支援を求めることができるよう、広報、啓発その他必要な措置を講ずるものとしています。お困りの方が支援を求めることができるように、また声を上げにくい人が声を上げられるよう、ケアラー支援に関する周知・啓発及び相談体制の充実に努めてまいります。 また、第 3 条（基本理念）において、ケアラー支援は、それが円滑に実施されるために市民等の理解及び協力が必要不可欠であるこ

	よう、場合によっては支援サイドから積極的に支援が必要な人を見つけ出して働きかけるような仕組みを作ること、等がこれから必要であると思います。 今回の条例制定が、これらの動きを実現するきっかけとなることを期待しています。	とを踏まえ、地域社会における全ての構成員が相互に協力しながら、ケアラーが孤立することのないように地域社会全体で一体的に行われなければならない、としていますので、引き続きご協力をお願いいたします。
38	条例第9条（基本的施策）第2号「ケアラーの休息の確保その他の負担を軽減するために必要な支援に関すること」に関して医療的ケアに対応した「訪問型レスパイトケア」の導入・拡充について意見します。 病院等への入院や通いによるレスパイトは、移動や手続きの負担が大きく、利用のハードルが高い実態があります。特に医療的ケアが必要な家庭では、レスパイトの選択肢が限られるため、看護師等を確保し、医療的ケアに対応できる「訪問型レスパイトケア」の仕組みづくりを求めます。 メリット：医療的ケアの安全確保とケアラーのリフレッシュの両立、移動・準備負担の軽減 様々な理由で訪問介護を利用できていないケアラーがたくさんいると思います。訪問型レスパイトケアを利用すれば、大きな安心感を得られると考えられます。	第9条（基本的施策）において、ケアラーの休息の確保その他の負担を軽減するために必要な支援を基本的施策と位置付けています。 これまでのヒアリング等でも、医ケア児の介護・看護については24時間365日必要であり、ケアラーの休息の必要性について伺ってまいりました。 いただきましたご意見は、今後のケアラー支援施策を検討する際の参考とさせていただきます。
39	ケアラー支援条例を読みましたが、具体的な施策が見えてきません。学校や事業者にお任せで、できないことを言うだけに見えます。もっと実情を知って、どこに問題があるのか、何を改善すべきかを理解して条例を作ってほしいです。予算は考慮しなければいけないことですが、制限ありきでは本当の改善はできないのではないでしょうか。拙速な制定は避けてください。 インクルーシブ条例のように、よく練ってすばらしいものに仕上げてください。	条例を制定するにあたり、当事者や関係団体等へのヒアリング、タウンミーティング等でケアラーを取り巻く環境や、実際のお困りごと、必要な支援策などを伺ってまいりました。また社会福祉審議会において、条例素案について当事者団体をはじめとする社会福祉に従事する方や学識経験者の方々と検討をしてまいりました。 条例制定後も引き続き、実情に応じたケアラー支援を行えるよう努めてまいります。
40	医療的ケア児を育てる就労家庭（ワーキング	第9条（基本的施策）において、ケアラーの

	ケアラー）への支援拡充に関する意見書 ［現状抱えている課題と限界］ ①夕方以降のフォロー者の不在 放課後デイサービスから帰宅した後は、祖父母で対応する日が多い。 ②夜間の慢性的な睡眠不足 就寝後も 2～3 時間おきに吸引や緊急の対応で睡眠不足と疲労を抱えながら生活している状態。 ［将来に対する不安］ 祖父母の高齢化に伴うサポートの限界および子どもの成長に伴う身体的負担の増大。親の就労継続が難しくなるリスクが高い。 ［市に対する具体的要望］ ・夕方、夜間、休日における医療的ケア児対応のサービスの拡充 ・夜間ケアを代替、軽減できる居宅訪問サービスの創設・柔軟化 ・医療的ケア児を育てる就労世帯への包括的支援策の策定	休息の確保その他の負担を軽減するために必要な支援を基本的施策と位置付けています。 これまでのヒアリング等でも、医ケア児の介護・看護については 24 時間 365 日必要であり、ケアラーの休息の必要性について伺ってまいりました。 いただきましたご意見は、今後のケアラー支援施策を検討する際の参考とさせていただきます。
41	・地域での見守り活動の中で、ケアラーであるご主人に、当ボランティアの集まりにお声がけをすると、「自分だけが楽しいことをするのは気がひける」と。条例でそのような意識が変わってくれたら。 ・相談もどこにすれば良いのかを迷うようではいけない。いろんな相談をひっくるめての窓口が必要である。 ・ケアラーを救う視点はこれまでなかった。要配慮者をどうすればよいのかを一緒に考えるという視点しかなかった。ケアラー支援は新たな視点。 ・解決ができないが一緒に考えることは地域ボランティアでもできる。 ・条例は大切であることは十分理解する。ただ、これまで認知症などの施策ができても、放ったらかしの印象がある。作って終わりではなく、条例のその先を追うことが一番大	第 1 条（目的）や、第 3 条（基本理念）にもあるとおり、ケアラー支援は、地域社会における全ての構成員が相互に協力しながら、ケアラーが孤立することのないように地域社会全体で一体的に行われなければならないとしています。 また第 11 条（地域社会によるケアラー支援の推進）において、ケアラー支援を推進する上で地域社会が果たす役割の重要性を鑑み、として、市との協力体制や、市民等の共助の取組について規定しています。 本条例が制定され、周知啓発を行うことにより、ケアラー自身の意識の変化や、地域社会全体でケアラーを支え合う気運の醸成が図られるよう努めてまいりますので、引き続きご協力をお願いいたします。

	切。 ・明石市として、何かに特化して、「これだけは自信をもって出来ている！」と言えるものをつくってほしい。期待しています。	
42	「(仮称) 明石市ケアラー支援条例（素案)」を拝見し、ケアラーを個人や家族だけの問題とせず、地域や社会全体で支えていこうとする考え方に共感しました。今回、重度の知的障害のある方の日中活動を支える生活介護事業所の立場から、条例に示された理念が、日々の暮らしの中で実感できる支援につながっていくことを願い、現場の立場から意見をまとめました。 ［重度知的障害のある方の家族に対する継続的な支援の充実について］ 重度知的障害のある方の家族の負担を軽減し、本人と家族が地域で安心して生活を続けるためには、短期入所をはじめとした緊急時における受入先の確保、レスパイト支援の拡充など、家族が休息を確保し、就労や社会参加を継続できる環境の整備が求められます。	条例制定についてのご賛同の意をいただき、誠にありがとうございます。 第9条（基本的施策）において、ケアラーの休息の確保その他の負担を軽減するために必要な支援を基本的施策と位置付けています。 これまでのヒアリング等でも、知的障害のある方の家族介護については、長期間にわたるお世話の必要性や、家族の身体的・精神的負担、「親亡き後」の心配などについて伺ってまいりました。 いただきましたご意見は、今後のケアラー支援施策を検討する際の参考とさせていただきます。
43	［学齢期から成人期への移行に伴う「卒業後問題」への対応について］ 学齢期には、放課後等デイサービスを利用することで、保護者の就労継続や、日常生活上の用事、休息時間の確保が比較的可能な場合がありますが、学校卒業後に生活介護事業所へ移行すると、帰宅時間が早くなり、その結果、保護者は本人の帰宅時間に合わせて働き方を変更せざるを得なくなり、勤務時間の短縮や離職、社会参加の機会の減少、きょうだい児への関わりの制限、家族自身の休息時間の喪失など、さまざまな問題が生じています。本条例の施策においても、障害のある方のライフステージの変化に伴って生じる家族の負担を把握し、成人期におけるケアラー支援の充実につなげていただきたいと考え	第9条（基本的施策）において、ケアラーの休息の確保その他の負担を軽減するために必要な支援及び、ケアラーの就学又は就業のために必要な支援を基本的施策と位置付けています。 いただきましたご意見は、今後のケアラー支援施策を検討する際の参考とさせていただきます。

	ます。	
44	［移動支援制度等の柔軟な運用と成人期のレスパイト支援の充実について］ 制度上は利用が可能であっても、自宅を起点・終点とする利用が前提となるなどの条件により、生活介護事業所の利用終了後における支援としては活用しにくい事実があります。その結果、家族の実際の生活上の課題を解決する手段として機能せず、家族が本人の帰宅対応を担わざるを得ない状況が生じています。市において移動支援制度等の利用実態や利用上の課題を把握し、本人の障害特性や生活状況、家族の就労状況等を踏まえた柔軟な運用について検討していただけることを期待しています。あわせて、短期入所などの緊急時における支援体制を充実させることで、成人期においても家族が継続的に休息を確保できるよう、レスパイト支援の拡充を図ることも必要です。制度が利用可能な状態になるように、制度の柔軟な運用を進めることに加え、支援を担う人材の確保・定着が図られ、必要なときに必要な支援を利用できる体制を整備していくことも重要であると考えます。	第９条（基本的施策）において、ケアラーの休息の確保その他の負担を軽減するために必要な支援及び、ケアラー支援を行うために必要な知識及び能力を有する人材の確保、育成及び定着に関することを基本的施策と位置付けています。 いただきましたご意見は、今後のケアラー支援施策を検討する際の参考とさせていただきます。
45	［福祉・介護・医療分野で働くケアラーへの支援について］ 本条例では事業者の役割が規定されていますが、福祉・介護・医療分野で働く職員の中にも、自らが家族の介護や障害のある子どもの養育等を担うケアラーが少なくありません。ケアラーである職員が仕事と家庭の両立に困難を抱えて離職した場合、その影響は職員本人や家族だけでなく、結果として事業所運営やサービス利用者、その家族にも影響することが懸念されます。ケアラーである職員への支援を事業者の自助努力のみに委ねるのではなく、市としても実態把握に努め、福祉人材の確保・定着施策と連携しながら、次	第２条（定義）にある「事業者」の定義の中には、福祉、介護、医療及び教育等に関する業務を行う事業者も含まれています。 第６条（事業者の役割）において、従業員がケアラーであると認められるときは、当該従業員に対し、勤務に当たっての配慮、ケアラー支援に関する情報の提供その他必要な支援を行うよう努めるものとするとしています。 福祉人材の確保・定着の観点からも、市民や事業者に向けてケアラーに関しての周知・啓発を行い、地域社会全体でケアラーを支え合う気運の醸成が図られるよう努めてまいります

	のような具体的な支援策を検討していただきたいと考えます。 ・柔軟な勤務時間や勤務形態など、仕事と家庭のケアを両立するための制度の導入促進 ・ケアラー休暇や介護休業等の制度の周知と利用促進 ・職員の休暇取得や勤務調整を可能にするための代替職員の確保に向けた支援 ・仕事と家庭の両立に関する相談体制やメンタルヘルス支援の充実 ・福祉・介護・医療分野の人材確保・定着施策とケアラー支援施策との連携	
46	［「支える人を支える人」への支援と地域福祉基盤の維持について］ 重度知的障害のある方の地域生活を支えるためには、本人への支援に加え、家族、支援職員、そして支援を継続的に提供する事業所を含めた、支援体制全体への視点が不可欠です。本人、家族、支援職員、事業所は、それぞれが独立して存在しているのではなく、相互に結びついた関係にあり、そのいずれかが支援を維持できなくなれば、ほかの者にも影響が及び、地域生活を支える仕組み全体が不安定になる可能性があります。 ケアラー支援を家庭内の問題や個人の負担軽減の問題にとどめず、「利用者本人を支える家族を支え、家族を支える支援職員を支え、支援職員を支える事業所を支える」という地域福祉の持続可能性の視点から捉えていくことも大切であると考えます。単に個々の事業者の経営を支えるということではなく、職員が働き続けられる環境の整備や人材確保、関係機関との連携、必要なサービスを継続して提供できる体制の確保など、地域福祉を支える基盤を維持するための取組を進めていただきたいと考えます。	ケアラー支援を推進するにあたり、「当事者を支えるケアラーを支え、ケアラーを支える支援職員を支え、支援職員を支える事業所を支える」という視点は重要だと考えます。 第３条（基本理念）において、ケアラー支援は、それが円滑に実施されるために市民等の理解及び協力が必要不可欠であることを踏まえ、地域社会における全ての構成員が相互に協力しながら、ケアラーが孤立することのないように地域社会全体で一体的に行われなければならないとしています。 引き続き、ＳＤＧｓの基本理念に則り、各主体とのパートナーシップにより、持続可能な支援体制の構築を図ってまいります。
47	［障害のある本人の将来にわたる暮らしの	第９条（基本的施策）において、ケアラーの

	安心を支える視点について］ 重度知的障害のある方の家族が抱える不安は、日常的な介護負担だけではなく、保護者が高齢になったり本人より先に亡くなったときの、本人の将来の生活に対する不安です。そのため、ケアラー支援は一時的な負担軽減策にとどまらず、本人の意思や希望を尊重しながら、生涯にわたる生活を支える仕組みとあわせて考えていくことが大切であると考えます。 具体的には、次のような取組が重要であると考えます。 ・グループホーム等、本人の状態や希望に応じた生活の場の確保 ・本人が希望する場合に、住み慣れた地域や自宅で暮らし続けるための支援体制の整備 ・重度訪問介護等を活用した地域生活支援の充実 ・成年後見制度等による権利擁護の充実と、本人の意思決定を支える仕組みの整備 ・障害年金をはじめとする所得保障制度の周知と利用支援 ・親亡き後を見据え、住まい、日常生活、金銭管理、医療、福祉サービス等について早い段階から考えるライフプランニング支援	休息の確保その他の負担を軽減するために必要な支援及び、ケアラー支援を行うために必要な知識及び能力を有する人材の確保、育成及び定着に関することを基本的施策と位置付けています。 ケアラーの負担の中には、一時的なものだけでなく将来にわたる不安に対しての負担もあることを認識し、いただきましたご意見は、今後のケアラー支援施策を検討する際の参考とさせていただきます。
48	［障害のある本人の尊厳と意思を尊重し、自分らしい生き方を支える視点について］ ケアラー支援を考えるにあたっては、介護する側の負担軽減や生活の安定だけでなく、支援を受ける障害のある本人を、一人の人間として尊重する視点が不可欠であると考えます。家族や支援者は、本人の安全や健康、将来の生活を願い、本人のためにさまざまな判断を行っており、その思いや役割は非常に重要ですが、本人の安全や生活を守るという理由から、本人の希望や好み、挑戦したいこと、暮らし方についての意思が十分に確認されないまま、家族や支援者の価値観や判断が優	第9条（基本的施策）において、ケアラーの休息の確保その他の負担を軽減するために必要な支援及び、ケアラー支援を行うために必要な知識及び能力を有する人材の確保、育成及び定着に関することを基本的施策と位置付けています。 ケアラー支援によって家族や支援者の負担が軽減され、安心して生活し、働き続けられる環境が整うことが、本人の意思や希望を尊重した支援の継続につながることを認識し、いただきましたご意見は、今後のケアラー支援施策を検討する際の参考とさせていただきます。

	先されてしまう可能性や、介護する側の疲労や不安、生活上の事情によって、本人が選択できる生活の範囲が狭められてしまう可能性も否定できません。本人の意思を確認することが難しい場合にも、周囲の価値観だけで判断するのではなく、本人のこれまでの生活や好み、意思の表れを踏まえながら、本人にとって望ましい選択を慎重に検討することが求められます。そのためには、家族だけに本人の支援や意思決定の責任を負わせるのではなく、福祉サービスの利用や日常生活の選択について、本人の意思を支える仕組みを整えることが重要です。ケアラー支援によって家族や支援者の負担が軽減され、安心して生活し、働き続けられる環境が整うことは、本人の意思や希望を尊重した支援を継続するための基盤にもなります。ケアラーの負担軽減を図るとともに、障害のある本人が、一人の人間として尊重され、自らの意思や希望に基づいて自分らしい生活を営むことができるよう、本人の意思決定を支える取組についても重視していただきたいと考えます。	
49	本条例が掲げる「地域社会全体でケアラーを支える」という理念に、大いに賛同いたします。 ケアラーを支えることと、障害のある本人の尊厳や自己決定を守ること。この二つを一体的に捉え、支援する側と支援を受ける側の双方が尊重される仕組みを構築することが重要であると考えます。 本条例が、単なる介護負担の軽減施策にとどまらず、当事者、家族、支援者、事業所を含む地域全体を支えながら、障害のある方が周囲の価値観や事情に左右されることなく、本人の意思や希望に応じて自分らしく暮らし続けることのできる社会の実現につながることを強く期待いたします。	本条例は、全てのケアラーとケアを受ける人が、誰一人取り残されず、共に安心できる生活を送り、自分らしい人生を歩んでいくことができるよう、ケアを家族等だけの問題にとどまらない世代を超えた社会問題として認識し、ケアラーを地域社会全体で支えていく必要があるとの考えのもと、地域社会全体でケアラーを支え合う気運の醸成を図り、もってケアラーの負担の軽減又は解消に寄与することを目的として制定に向けて取り組んでいます。本条例が制定され、周知啓発を行うことにより、地域社会全体でケアラーを支え合う気運の醸成が図られるよう努めてまいりますので、引き続きご協力をお願いいたします。
50	現在、40 歳を過ぎた知的障害とてんかんの	第 9 条（基本的施策）において、ケアラーの

	持病がある息子と二人で生活しています。自分も高齢になり、これからのことを考えると不安ばかりです。明石市には重度障害の息子が入れるグループホームはありません。障害者のサポートを支援するスタッフも足りないと思います。ぜひ明石に 24 時間 365 日支援対応をしてもらえる居宅サポート住宅を作ってください。 また、一人暮らしの高齢の兄が糖尿病と認知症を患っており、その対応も難しくなってきています。	休息の確保その他の負担を軽減するために必要な支援及び、ケアラー支援を行うために必要な知識及び能力を有する人材の確保、育成及び定着に関することを基本的施策と位置付けています。 いただきましたご意見は、今後のケアラー支援施策を検討する際の参考とさせていただきます。
51	［条例制定の必要性について］ 障害者・高齢者・児童などを支えるケアラーの負担は年々増大しており、ケアラー支援の制度化は明石市においても喫緊の課題である。その点で、本条例の制定を進める市の姿勢は評価する。しかし、条例の理念を実効性のあるものとするためには、当事者の声を丁寧に反映した制度設計が不可欠である。	昨年度実施した社会福祉審議会において、委員からケアラー支援の必要性について意見があり、明石市としてもケアラー支援条例の制定に向け、ケアラー当事者のお声を丁寧にお聞きしながら取り組みを進めてまいりました。
52	［「対話と共創」の不足について（最重要）］ 市長が掲げる「対話と共創」は明石市の政策形成の根幹である「自治基本条例」と「市民参画条例」に基づいたものであるが、今回の条例素案の策定過程には以下の点で課題がある。 ・ケアラー当事者・障害当事者・支援団体を含む検討の場が設けられていない ・ヒアリングが限定的であり、継続的な議論の仕組みが存在しない ・多様なケアラーの実態が十分に反映されているとは言い難い このままでは、条例が理念倒れとなり、現場の課題に対応できない恐れがある。	これまでの取組としまして、障害当事者団体をはじめとした社会福祉事業に従事する方や学識経験者により構成された社会福祉審議会での審議や、タウンミーティングでの意見聴取に加え、ケアを受けている当事者の方や、ケアを受ける人を支えているケアラーご本人をはじめ、福祉に関わる関係機関や、支援団体の方など、18 か所、構成団体も含めますと 20 を超える団体とヒアリングを行い、それぞれが感じている課題や、必要としている支援ニーズを丁寧にお伺いしてまいりました。 第４条（市の責務）第３項において、ケアラー支援を推進するため、市の関係する部局が横断的に連携し、市民等との情報の共有及び連携体制の構築に努めるものとしています。 ケアラー支援に関しては、引き続き社会福祉審議会や、各個別計画を審議する専門分科会等において、当事者、関係機関、学識経験者

		などと一緒に検討を行ってまいります。
53	［制定スケジュールの問題］ 市は既定のスケジュール通り 12 月議会での制定を予定していると思われるが、パブリックコメント終了後に十分な修正・協議を行う検討の場と時間が確保されていない。 ・終了後すぐに条例案を確定する流れとなっている ・当事者参画の場がないまま制定に進む可能性がある これは「対話と共創」の理念に反し、条例の質を損なう懸念が大きい。	これまでのヒアリングやタウンミーティングの中でも、ケアラー支援については待ったなし、具体的な支援が早急に必要である、条例制定に向けて迅速に取り組んでいただきたいとのお声や、条例ができることにより地域として寄り添いやすくなるというお声などをいただいています。これまでの取組として、当事者や関係団体のお声や支援ニーズを丁寧にお伺いし、審議会や請願でのご意見も踏まえて都度条例素案の修正を行ってまいりました。 本市としましては、対話と共創の取組は一定十分に行ってきたと捉えており、より迅速に条例を制定することによって、ケアラー支援を市の施策に明確に位置付けた上で、条例施行までに、ケアラーに関しての周知・啓発や、次年度以降の具体的なケアラー支援施策の検討及び立案を行っていく必要があるとの判断のもと、12 月議会での提案を目指しているところですので、ご理解いただけたらと思います。
54	［障害者差別解消の観点からの重要性］ 障害者を支えるケアラーの負担が放置されると、本人の権利行使や社会参加が阻害され、結果として差別的状況が生じる。よって、ケアラー支援は障害者差別解消の実現に不可欠であり、条例本文に「障害者差別解消法の理念を踏まえた支援」を明記すべきである。	本条例は、第１条（目的）にもあるとおり、全てのケアラーとケアを受ける人が、誰一人取り残されず、共に安心できる生活を送り、自分らしい人生を歩んでいくことができるよう、ケアを家族等だけの問題にとどまらない世代を超えた社会問題として認識し、ケアラーを地域社会全体で支えていく必要があるとの考えのもと、地域社会全体でケアラーを支え合う気運の醸成を図り、もってケアラーの負担の軽減又は解消に寄与することを目的として制定に向けて取り組んでいます。 ケアラー支援によって家族や支援者の負担が軽減され、安心して生活し、働き続けられる環境が整うことが、障害者本人の権利保障につながることを認識し、いただきましたご意見は、今後のケアラー支援施策を検討する

		際の参考とさせていただきます。
55	提案１：当事者を含む「検討委員会（部会）」を設置すること ケアラー当事者、障害当事者、支援団体、専門職などを含む検討委員会を設置し、条例素案の再検討・修正を行う場を確保すること。	これまでの取組としまして、障害当事者団体をはじめとした社会福祉事業に従事する方や学識経験者により構成された社会福祉審議会での審議や、タウンミーティングでの意見聴取に加え、ケアを受けている当事者の方や、ケアを受ける人を支えているケアラーご本人をはじめ、福祉に関わる関係機関や、支援団体の方など、18 か所、構成団体も含めますと 20 を超える団体とヒアリングを行い、それぞれが感じている課題や、必要としている支援ニーズを丁寧にお伺いしてまいりました。 第４条（市の責務）第３項において、ケアラー支援を推進するため、市の関係する部局が横断的に連携し、市民等との情報の共有及び連携体制の構築に努めるものとしています。 ケアラー支援に関しては、引き続き社会福祉審議会や、各個別計画を審議する専門分科会等において、当事者、関係機関、学識経験者などと一緒に検討を行ってまいります。
56	提案２：12 月制定ありきのスケジュールを見直すこと 9 月度市議会において令和 8 年度第 6 号請願が全会一致で採択されたことやパブコメ結果を丁寧に反映し、検討委員会での議論を経たうえで条例案を確定するため、制定時期の柔軟な見直しを求める。	これまでのヒアリングやタウンミーティングの中でも、ケアラー支援については待ったなし、具体的な支援が早急に必要である、条例制定に向けて迅速に取り組んでいただきたいとのお声や、条例ができることにより地域として寄り添いやすくなるというお声などをいただいています。これまでの取組として、当事者や関係団体のお声や支援ニーズを丁寧にお伺いし、審議会や請願でのご意見も踏まえて都度条例素案の修正を行ってまいりました。 本市としましては、対話と共創の取組は一定十分に行ってきたと捉えており、より迅速に条例を制定することによって、ケアラー支援を市の施策に明確に位置付けた上で、条例施行までに、ケアラーに関しての周知・啓発や、次年度以降の具体的なケアラー支援施策の

		検討及び立案を行っていく必要があるとの判断のもと、12 月議会での提案を目指しているところですので、ご理解いただけたらと思います。
57	提案３：条例本文に「障害者差別解消法との整合性」を明記すること ケアラー支援が障害者本人の権利保障と不可分であることを明確にするため、基本理念または施策に明記すること。	本条例は、前文及び第１条（目的）にもあるとおり、全てのケアラーとケアを受ける人が、誰一人取り残されず、共に安心できる生活を送り、自分らしい人生を歩んでいくことができるよう、ケアを家族等だけの問題にとどまらない世代を超えた社会問題として認識し、ケアラーを地域社会全体で支えていく必要があるとの考えのもと、地域社会全体でケアラーを支え合う気運の醸成を図り、もってケアラーの負担の軽減又は解消に寄与することを目的として制定に向けて取り組んでいます。 ケアラー支援によって家族や支援者の負担が軽減され、安心して生活し、働き続けられる環境が整うことが、障害者本人の権利保障につながることを認識し、いただきましたご意見は、今後のケアラー支援施策を検討する際の参考とさせていただきます。
58	提案４：ケアラーの多様性を具体的に記述すること 特に障害児者のケアラーは負担が突出しており、相談支援・レスパイト・就労両立支援などの具体的支援項目を明記すること。	第２条のケアラーの定義について、高齢、身体障害、精神障害、知的障害、疾病、使用する言語等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償でケアを提供する者としており、ケアラーの多様性に配慮した規定となっています。 また、第 10 条（ケアラー支援に関する計画）において、条例では、ケアをしている相手に関係なく全てのケアラーの支援につながる基本的な施策を規定し、市長が必要と認める福祉等に係る施策に関する個別計画で、分野ごとに支援施策を検討し、基本的施策を総合的かつ計画的に実施し、及びその取組の効果を一層高めるために必要な施策を定めるものとしています。
59	提案５：早期把握体制を条例に位置づけるこ	9 月の常任委員会でも、市の責務として「早

	と 学校・医療・地域団体との連携を強化し、潜在的ケアラーの早期把握と支援につなぐ仕組みを明記すること。	期発見につながる環境整備」についても記載する方が良いとのご意見をいただいています。ケアラーの早期発見に関する記載について、条例最終案を策定する際の参考とさせていただきます。
60	［結論］ 対話と共創の理念を実質化し、当事者参画を確保したうえで、条例を制定することを強く求める。そのためには、検討委員会の設置と制定スケジュールの見直しが不可欠である。	結論に対しての市の考え方は、項目５５、５６の提案１及び２に対する考え方と同様になります。ご理解いただけたらと思います。
61	子供 2 人が難病で毎日介護をしています。1 人は気管切開をしているので、吸引が１～２時間に 1 回しないといけないので、主人と交代で夜も続けています。レスパイト入院などが近くにあると助かります。訪問看護ステーションが 1 日に 2 か所重なってもいいようにしていただければ助かります。介護タクシーの利用料も助成券があれば助かります。介護用品の助成も助かります。 明石市ケアラー支援条例の制定を早く進めてほしいです。	条例制定についてのご賛同の意をいただき、誠にありがとうございます。 第 9 条（基本的施策）において、ケアラーの休息の確保その他の負担を軽減するために必要な支援を基本的施策と位置付けています。 これまでのヒアリング等でも、医ケア児の介護・看護については 24 時間 365 日必要であり、ケアラーの休息の必要性について伺ってまいりました。 いただきましたご意見は、今後のケアラー支援施策を検討する際の参考とさせていただきます。
62	ケアラー支援条例の制定にあたり、兵庫県初の条例でもあり、これまで短期間ではあるものの、各団体などからも多くの意見聴取をされたと思っております。 理念条例とはいえ、今後制定後は広く市民に条例内容を周知していただきたいと思います。 なお、12 月議会に向けてのこれまでの準備の内容をしっかりと市議会に説明していただき、条例制定可決を願います。	条例制定についてのご賛同の意をいただき、誠にありがとうございます。 これまでの取組としまして、障害当事者団体をはじめとした社会福祉事業に従事する方や学識経験者により構成された社会福祉審議会での審議や、タウンミーティングでの意見聴取に加え、ケアを受けている当事者の方や、ケアを受ける人を支えているケアラーご本人をはじめ、福祉に関わる関係機関や、支援団体の方など、18 か所、構成団体も含めますと 20 を超える団体とヒアリングを行い、それぞれが感じている課題や、必要としている支援ニーズを丁寧にお伺いしてまいりました。 本条例が制定され、周知啓発を行うことによ

		り、ケアラー自身の意識の変化や、地域社会全体でケアラーを支え合う気運の醸成が図られるよう努めてまいります。
63	この条例では「ケアラー」「ヤングケアラー」「若者ケアラー」の定義がものすごく大切です。条例をつくるにあたっては、支援対象者の範囲を検討され、その上でそれを正確に反映するための定義規定を書かれていると思いますが、下記の理由で不安があります。支援対象者として想定している範囲をきっちり反映した定義規定になっているか、条例で使う語句として十分に吟味されているか、再確認をお願いします。 （理由） 国のヤングケアラーの定義は「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」です（子ども・若者育成支援推進法第 15 条）。 これと比較して、明石市の定義は、「援助を必要とする理由」要件と「無償」要件が加わり、「過度に」要件がなくなっています。 法律の定義ではなく、日本ケアラー連盟の定義に沿った定義規定になっています。 そこでお聞きします。国がヤングケアラーの例としてあげている ①「家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。」 ②「障がいや病気のある家族に代わり、家計を支えるために働いている」 子どもは、この条例案の定義でもヤングケアラーに該当するのですか？	ケアラーの定義に関しましては、既にケアラー支援条例を制定している先進自治体の条文も参考にしながら、ご意見の中でもいただいていますとおり、日本ケアラー連盟の定義をもとにして規定しています。 「援助を必要とする理由」の記載に関しては、支援対象とするケアラーの範囲を狭めるという意図はなく、これまでのご意見の中でいただいた、ケアラーの多様な生活状況を踏まえた条例とすることとの意見を反映し、ケアラーの置かれた状況を明確に表すことを目的として、現在の表記としています。「無償」要件に関しては、家族等の介護などを行っているケアラーと、第 2 条（定義）の中の「関係機関」で従事する、その業務を通じてケアラーに関わる方との区別を行うため、ケアラーの定義の中で規定しているものとなります。また「過度に」の要件がなくなっていることに関しましては、第 1 条（目的）の中で、本条例での支援対象となるケアラーについて、「社会生活又は学校生活を円滑に営む上での困難を有するケアラー」とすることにより、前文にもある、全てのケアラーとケアを受ける人が、誰一人取り残されず、共に安心できる生活を送り、自分らしい人生を歩んでいくことができるまちづくりを目指してまいりたいと考えています。 その上で、①の事例に関しては、家族が何らかの理由により子どものお世話ができず、そのお世話を親に変わって行っている子どもが、社会生活又は学校生活を円滑に営む上での困難を有する場合で、その子どもが 18 歳未満であった場合は、ヤングケアラーにあたるものと考えます。また、②の事例では、ケアに対しての対価を受けているわけではあ

		りませんので、その子どもが 18 歳未満であった場合は、ヤングケアラーにあたるものと考えます。なお、お小遣いなどの少額の対価があった場合でも、①同様、学校生活を円滑に営む上での困難を有する場合はヤングケアラーにあたるものと考えます。
64	前文２行目の「ケアラー（支援者)」という用語について、当該部分はケアラーを日本語でいうと支援者になる、という意味に読めるが、以後の条例本文の内容や用語法とまったくつながらない。前文で「ケアラー(支援者)」と書く意味がわからない。再考してほしい。 家族介護をしている家族を「支援者」と表現することが、日本語として絶対におかしい、というつもりはないが、家族は、役所やマスコミ、社会福祉関連の人や団体が、政策、事業、活動等の文脈で使う「支援者」には該当しないと思う。 「支援者」とは社会生活上の存在ではないですか？ 家族介護をする人は、ケアラーの定義にあるように日常生活上の世話提供者、つまり、日常生活上の存在です。 意見提出者（私）も親の介護のため離職し、介護を担っているので、ケアラーといえると思います。 「あなたは親の介護をしているのでケアラーですね」と言われると「そうですね」と言いますが、「つまり、老親の支援者ですね」と言われたとしたら、「支援者？違うと思いますが」と答えると思います。	前文の中の「ケアラー（支援者)」という記載については、ご意見をいただきましたとおり、第２条（定義）の中の「ケアラー」の定義と整合性がありませんので、いただいたご意見は、前文の記載内容について条例最終案を策定する際の参考とさせていただきます。
65	第４条の市の責務は第１項、第２項は「…ものとする」という義務規定であるのに、第３項の連携協力体制の構築だけ、なぜ、「努めるものとする」という努力義務なのですか？ 「…連携協力体制を構築をするものとする」ではだめなのですか？	第４条（市の責務）第３項の、連携協力体制については、市だけでなく、ケアラーを取り巻く他の主体との情報の共有及び連携協力体制の構築について規定しているため、「努めるものとする。」としています。他の主体との連携や協力により、ケアラーの早期発見及び必要な支援ができるよう支援体制の構

		築に努めてまいります。
66	第７条は関係機関の努力義務が規定されていますが、この条文の日本語では「負担軽減に関する情報等を提供」は「努力義務」ではなく、「義務」になっていると読めます（「情報等を提供し」が「よう努めるものとする」にかかるようには読めない）。 もし、「情報等を提供し」も「よう努めるものとする」にかかるように設計された条文のおつもりなら、そうなっていない、と思います。検証してください。	第７条（関係機関の役割）において、業務を通じて関わるケアラーの健康状態、生活環境等の確認、当該ケアラーに対してのケアの負担軽減に関する情報の提供その他必要な支援、市又は適切な他の関係機関への案内、取次その他早期の適切な支援につながる措置を講ずることについては、全て努力義務となります。 趣旨が明確に伝わるよう、規定内容について庁内で検証し、いただいたご意見は条例最終案を策定する際の参考とさせていただきます。
67	医療的ケアが必要な息子を育てる保護者としてだけではなく、障害福祉サービス事業所の管理者として、支援を提供する事業者の立場からも、現行制度の課題を痛感しております。 今回、明石市がケアラー支援条例の制定に取り組まれること、また、その対象に医療的ケア児や障害児の保護者も含めてくださったことを、大変心強く感じています。 一方で、条例が形式的な政策にとどまらず、実際に当事者の生活を変えるものとなるよう、以下の点を強く要望いたします。 ［居宅介護の長時間利用と、国の事務処理要領に基づく支給決定について］ 明石市では居宅介護の利用が１回２時間を標準とされていますが、重度の医療的ケアを必要とする子どもの介護の場合、夜間も吸引や呼吸状態の確認、体位交換などのため、十分な睡眠を確保できないことがあります。 東京都が、2025 年 12 月 19 日付で、都内の区市町村に対し「医療的ケア児に係る居宅介護の支給決定における勘案事項について」という事務連絡を発出しています。「医療的ケア児の居宅介護は、子どものケアの必要性だけでなく、家族の介護負担や生活状況を踏ま	第９条において、ケアラーの休息の確保その他の負担を軽減するために必要な支援を基本的施策と位置付けています。 これまでのヒアリング等でも、医ケア児の介護・看護については 24 時間 365 日必要であり、ケアラーの休息の必要性について伺ってまいりました。 いただきましたご意見は、今後のケアラー支援施策を検討する際の参考とさせていただきます。 またご提供いただいた他自治体の情報については、関係部署と共有させていただきます。

	えて支給決定することが、国の制度上も想定されているという趣旨の内容になっています。明石市でも、東京都と同様に、国の事務処理要領に基づく考え方を職員や相談支援事業所等に明確に周知し、支給決定の運用に反映していただきたいです。必要な家庭には、1回6時間を超える長時間利用、場合によっては8～10時間程度の利用や、夜間・休日の支援も認められる仕組みを求めます。国が示している考え方が十分に反映されず、必要なサービスを受けられない家庭が生じることのないよう、明石市における支給決定基準と運用について再検討をお願いいたします。	
68	［医療的ケア児の在宅レスパイト事業の実施］ 医療的ケア児を育てる家庭では、子どもが眠っている時間も、必ずしも親が休めるわけではありません。そのため、医療保険の訪問看護とは別に、保護者の休息や外出、就労などを目的として利用できる在宅レスパイト事業を、明石市でも実施して頂けると大変助かります。 近隣の神戸市では、2026 年度から訪問看護を活用した年間 96 時間までのレスパイト支援が始まっています。 明石市でも、訪問看護ステーション等と連携し、医療的ケアに対応できる看護師が自宅で子どもを見守る仕組みを整えていただきたいです。 また、年間の利用時間を十分に確保し、短時間の休息だけでなく、まとまった睡眠や外出、必要な用事にも利用できる柔軟な制度を希望します。	
69	［明石市内への医療的ケア児対応レスパイト施設の誘致・整備］ 医療的ケア児、とりわけ重症心身障害児を安心して預けられる短期入所施設は限られて	

	います。親が体調を崩して入院が必要になっても、預け先がなければ入院することもできません。また、体調が悪い時に市外の施設に連れていくのもとても大変です。 ぜひ明石市内に、吸引、酸素投与、経管栄養、てんかん発作などに対応できる短期入所施設を誘致・整備していただきたいです。 既存の医療機関や民間事業者と連携した受入枠の確保、新規開設への補助、看護師確保への支援など、行政として具体的な取組を進めていただきたいと考えています。 宿泊だけではなく、日中の一時預かりや緊急時の受入れも含めた体制を希望します。	
70	［地域の小学校・中学校への看護師派遣体制の整備］ 明石市では、保育所等における医療的ケア児の受入れについて、民間事業所への業務委託を活用した看護師派遣が行われています。一方、地域の小学校・中学校では、学校看護師の確保が難しく、保護者の付き添いが長期化する問題があります。看護師の退職や欠員によって、保護者が学校への付き添いを余儀なくされる事例があると聞きました。 子どもが学校に通うために親の付き添いが必要となれば、その間、保護者は仕事をすることができません。教育を受ける権利を保障することと、保護者の就労や生活を保障することは、両立させることはできないのでしょうか。 保育所で実施されているように、地域の小学校・中学校でも民間の訪問看護ステーションや障害福祉サービス事業所等への業務委託を活用し、医療的ケアを担う看護師を柔軟に確保できる制度があれば解決するのではないかと考えます。あわせて、看護師の急な欠員に対応できる代替派遣、登下校、校外学習などへの支援についても検討をお願いします。学校に必要な看護師が確保できないこと	

	を理由に、保護者の付き添いが無期限に続くことのない制度を希望します。	
71	［障害福祉サービスの支給決定の公平性と、市職員の意識・知識の向上について］ 新聞報道や他都市の事例を見ると、居宅介護や移動支援などの障害福祉サービスを利用する中で、自治体や窓口担当者の制度解釈によって、必要な支援を受けられるかどうかが左右されてしまうのではないかと感じる場面があります。居宅介護と移動支援は異なる制度ですが、いずれも保護者の存在だけで支援の必要性を否定するのではなく、障害児本人と家族の具体的な状況を踏まえて判断して頂けるよう、障害福祉制度の活用についてもケアラー条例で策定して頂けると大変ありがたいです。医療的ケア児への支援は、一般的な子育て支援という側面だけではなく、医療的ケアや介護を担うケアラーの負担を軽減し、子ども本人の社会参加を保障する、あるいは保護者らの日常生活を守るための支援でもあります。自治体や担当者によって支援の可否が左右される状況を改善していただきたいと考えています。 そのために、以下の取組を希望します。 ・国の通知や事務処理要領に基づく支給決定基準・運用方針の明確化と公開 ・東京都の事務連絡のように、長時間の居宅介護が必要となる具体的な事例や勘案事項の周知 ・国の制度趣旨や通知等に関する職員研修の実施 ・支給決定に際して、複数の職員や専門職が検討する公平な仕組みの整備 ・保護者の就労、睡眠、心身の負担、ひとり親などの家族状況を踏まえた柔軟な支給決定 ・サービスの利用を認めない場合の理由や法的根拠の明確な説明	

	・保護者やケアラーからの相談、異議、改善要望を適切に受け止める体制の整備 今回の条例制定を機に、関係部署の職員さん全体にケアラー支援の視点を浸透させて頂けると、形式的な条例ではなく血の通った本当の意味で有意義な条例になるのではないかと期待しています。また、明石市は子育て支援に力を入れている自治体です。ぜひ、障害のある子どもや医療的ケア児も「あかしこども真ん中」の中に入れてあげてください。	
72	［ひとり親の医療的ケア児家庭を前提とした制度設計］ 子どもの入院時などで、家庭内に大人が複数いることを前提とした支援制度になっているように感じられるものがあります。こどもが入院した際の付き添い者の駐車場利用、付き添い交代支援、付き添い者の入院付き添い中の生活支援（食事の準備等）などを検討していただきたいです。 また、保護者自身が病気になった場合や緊急入院が必要になった場合に、医療的ケア児を預けられる緊急受入体制もあると大変ありがたいです。支援制度を設計する際には、必ず「大人が１人しかいない家庭でも利用できるか」という視点を持っていただけるとありがたいです。	
73	［医療的ケア児の保護者の就労支援について］ 私は、医療的ケア児を育てながらも、できる限り働き、仕事を通じて社会に貢献し、経済的に自立し、子どもとの生活を守っていきたいと考えています。少しでも労働と納税で明石市に恩返しをしたいと考えています。しかし、医療的ケアが必要な子どもが体調を崩した際は、一般的な病児保育やベビーシッターサービスでは対応が難しく、保護者が仕事を休む以外の選択肢がほとんどありません。保育所に通わせて頂いているだけでも大変あ	

	りがたく思っていますが、ぜひ病児保育や在宅レスパイトなど、利用できるよう調整をお願いいたします。	
74	［条例の実効性を高めるための具体的施策と当事者参画について］ 条例素案の第9条には、ケアラーの休息の確保、負担軽減、就業支援などが規定されています。しかし、条例が策定されても、サービス支給決定が実際に行われるのか、その判断が公平に実施されるのかによって、形式的な条例になってしまいかねません。ぜひ実効性のあるものにするため、条例制定後の施策に、今回要望した内容を具体的に位置付けていただきたいです。 特に、次のような目標を設定し、その進捗を公表する仕組みを希望します。 ・国の事務処理要領に基づく居宅介護の長時間利用と支給決定基準の見直し ・在宅レスパイト事業の実施 ・医療的ケア児対応の短期入所施設、受入枠の拡充 ・地域医療者と連携した地域の小中学校への看護師派遣体制の整備 ・学校での保護者付き添いの解消 ・医療的ケア児も利用できる病児保育や一時預かりの整備 ・ひとり親家庭への緊急時支援の充実 ・市職員さんへのケアラー支援及び障害福祉制度に関する正しい知識を周知・アップデートするための研修の実施 ・支給決定の公平性と透明性を確保する体制の整備 また、明石市では官学連携による取組やピアサポート体制の整備も進められていますが、当事者の立場からは、それらが必ずしも日常生活の具体的な困りごとの解決につながっていないと感じています。相談できる場所や当事者同士の交流の場があることも大切で	第４条（市の責務）第３項において、ケアラー支援を推進するため、市の関係する部局が横断的に連携し、市民等との情報の共有及び連携体制の構築に努めるものとしています。また、第10条（ケアラー支援に関する計画）において、市は、福祉等に係る施策に関する市の計画のうち、市長が必要と認めるものにおいて、基本的施策を総合的かつ計画的に実施し、及びその取組の効果を一層高めるために必要な施策を定めるものとするとしており、ケアラー支援施策については、引き続き障害当事者団体をはじめとした社会福祉事業に従事する方や学識経験者により構成された社会福祉審議会や、各個別計画を審議する専門分科会等において協議、検討を行ってまいります。

	すが、相談した結果、何が改善されるのか、必要なサービスを受けられるようになるのかという点が、私たちにとっては何より重要です。福祉部局だけでは解決できない課題も多いと思いますので、ぜひこの条例をきっかけに障害福祉、子育て、教育、医療などの関係部署が横断的に連携し、具体的な課題の解決に取り組んで頂けるとありがたいです。	
75	医療的ケア児・重度障がいの子供を育てる親は、子どもの保護者であると同時に、昼夜を問わずケアを担うケアラーでもあります。子どもを大切に思う気持ちと、休みたい、働きたい、自分自身の人生も大切にしたいという気持ちは、決して矛盾するものではないと考えています。支援する側の難しさや現実も理解しています。人材の確保や財源など、すぐに解決できない課題があることも承知しています。それでも、医療的ケア児とその家族が必要なサービスを受けられず、孤立してしまう状況、疲弊して崩壊してしまうのをただ耐えている状況を変えていくためには、ぜひ行政が主体となって制度を整え、実行して頂くことが肝要だと考えています。 「ケアラーを地域社会全体で支える」という条例の理念が、単なる言葉ではなく、実際の生活の中で実感できるものになることを心から切に願っています。 一方で、発想の転換として、ケアラーを支援する＝コストがかかる のではなく、働き盛り年代のケアラーを支えることで、がっつりと社会復帰させて、働かせて、納税させてほしいとも思います。私達は守られるばかりではなく、社会の役に立ちたいと心から望んでいます。	これまでのヒアリング等でも、医ケア児の介護・看護については 24 時間 365 日必要であり、ケアラーの休息の必要性や、祖父母の高齢化に伴うサポートの限界および子どもの成長に伴う身体的負担の増大、親の就労継続が難しくなるリスクなどについて伺ってまいりました。 第 4 条（市の責務）において、ケアラー支援に関する基本的施策を策定し、これを実施することとあわせて、ケアラーが自ら支援を求めることができるよう、広報、啓発その他必要な措置を講ずるものとしています。お困りの方が支援を求めることができるように、また声を上げにくい人が声を上げられるよう、ケアラー支援に関する周知・啓発及び相談体制など支援施策の充実に努めてまいります。 また、第 3 条（基本理念）において、ケアラー支援は、それが円滑に実施されるために市民等の理解及び協力が必要不可欠であることを踏まえ、地域社会における全ての構成員が相互に協力しながら、ケアラーが孤立することのないように地域社会全体で一体的に行われなければならない、としていますので、引き続きご協力をお願いいたします。